

支える会通信

裁判所に正義と良心は無いのか！ 三権分立はどこへ行った！



客乗・乗員裁判ともに不当判決！

発行責任者
 柚木康子
 大田区羽田
 4-10-4
 石井ビル3階
 TEL03 (6423) 7878
 FAX03 (6423) 7430
 メール
 sasaerukai@
 lemon.plala.
 or.jp



怒りを新たに、勝利への闘いを強化しよう！
 6月3日、5日両裁判ともに、不当判決が出されました！

判決言い渡し前、裁判所前には通行人が通れないほど支援者が駆けつけてくれました。10倍近い倍率の傍聴券となり、101号法廷に入り裁判長からの判決を固唾を飲んで見守りました。どちらも控訴棄却の冷たい声が響き、判決言い渡し後は原告・傍聴者から「裁判

所はどっちを向いているんですか！」「許せない！」「不当判決！」との怒りの声が裁判長の背に投げかけられました。パイロットの裁判では棄却理由も言わず数秒で言い渡しを終え逃げように姿を消す裁判長の姿に更なる怒りがわきました。

怒りのシュプレヒ

コールが響く

裁判所前では多くの支援者達が判決内容を知らせる弁護士を今か今かと待っていました。走り出てきて掲げられた「不当判決」の4文字に怒りに震え、涙を浮かべて悔しがる人の姿も多く見かけられました。すぐに裁判所に向けて「不当判決を許さない！」のシュプレヒコールを声を限りに叫び、法廷から出てきた原告団長から「本当に悔しい！今後でも支援をお願いしたい！」との訴えがなされました。

判決はどちらも地裁判決を踏襲して更に補強した内容になっており、高裁で新たに提出された多数の証拠

や証言を全く無視した不当極まりない判決でした。特に高裁での立証事項で柱となっていた「解雇された時点で会社が目標としていた縮小された事業規模にみあった人員体制よりも更に人数は少なくともなっていた」という立証に対して、「不正確である」等と切り捨てたばかりでなく、この立証に対し何も反証しなかった会社を擁護し、裁判所自ら事実の究明を放棄したのです。（判決内容については同封の上条弁護士団長の書面をご覧ください）

署名活動ありがとうございました

皆さまにご協力いただいた署名等は
 団体署名：約12,000団体、個人署名：約35万筆
 請願書：約6,100通、団体要請書：約800団体
 公正判決要請はがき：約25,000枚
 ご協力有難うございました。

**判決理由に
更なる怒りが！**

判決後の報告集会には判決理由を知りたいと、会場に入れない人も多数出るほどの参加でした。弁護団からの報告、各支援者からの発言を受けて後、各原告団長から以下の決意が表明されました。

〈内田客室乗務員団長〉

10年3月20日に不当判決を受けてから2年2ヶ月、今日のこの判決に望みをつないできましたが、一審の会社主張丸のみ、更生計画、管財人万能主義一辺倒の不当判決であり、何一つ労働者に寄り添うことのない判決でした。不条理と不正義だらけで、本当に憤りていっぱいです。

憲法76条は、裁判官はその良心に従い憲法と法律に基づいて独立した判断をしなければならぬと定めています。今回の判決は管財人しか見ない、まさに憲法を蹂躪する判決です。ILOの1次勧告では協議が十分に

なされていないと勧告され、2次勧告では大量採用を指摘され、私たちとさらに協議すべきと勧告されました。政労使の三者で出された勧告であるにも関わらず、司法は労働者の立場に何一つ立つことなく判決を出しました。

解雇から3年5ヶ月、これでもか、これでもかとい判決を受けてきました。裁判所は会社に対し重大な証拠の提出を求めなかったにも拘わらず、私たちが出した証拠については「足りない」と言ってきました。

私たちがこれ以上どれだけの証拠と事実を出せば認めてくれるのでしょうか。私たちは、絶対にあきらめません。上告し、なんとしても職場復帰を果たすという決意をして、また今日から新たに頑張ります。

〈山口パイロット団長〉

今回の判決が意味することとは第一に、更生会社社では労働者は「人間」から「モノ」になるといふことです。この不当判決を許せば、更

生会社になつたら会社は勝手になんでもできてしまい、雇用全体に悪影響が広がってしまいます。

第二に、日本航空の歴史的な不当労働行為を無視して判断しているということです。

私たちは、今回の解雇は65年の乗員組合の三役の解雇から始まる日本航空の一貫した分裂・差別労務政策の中で行われた解雇であると明らかにしました。航空の安全は現場の労働者がその基盤を支えています。65年の解雇事件の時、ものが言えない職場になってしまいました。65年ですが、ものを言う労働者、労働組合の排除は安全運航に直接影響します。この観点からも今回の不当判決は許し難いものです。

こんな不当判決を許すことは日本の労働者の誇りが傷つけられるということ。全国に訴え広げたい。そして、道理は我々にあると皆が確信を持って、職場と世論といっしょに闘って勝ち抜いていきたい。

運動の拡大を！

原告団は最高裁判所に上告して闘っていく方針ですが、裁判だけでこの解雇問題が解決できるわけではありませぬ。更なる運動の拡大が求められています。6月26日には決起集会が開かれますので、是非ご参加をお願い致します。

又、今後取り組み方針が具体的に決定され次第お知らせいたしますので、ご協力をお願いすると共に、その活動を支える財政確保のため、支える会会員拡大に今後もご尽力いただけますよう、重ねてお願い致します。

激励、有り難う

ございませう

メールアドレスをご登録いただいている会員の方には判決が出てすぐに結果をお伝えいたしました。そのメールに対してたくさんの方々から判決への怒りや、原告に対する激励、ねぎらいのメールをいただきました。又、新聞報道でお知りになった方々からも同様のファックスを事務局に送っていただきました。随時原

告には伝えておりますが、全国から寄せられる暖かいお言葉に原告は勇気づけられ、又慰められて次の闘争への力をいただいています。この紙面をお借りして御礼申し上げます。



衆議院議員会館前での座り込み

不当解雇撤回6・26決起集会(仮称)

日時：6月26日(木)18時半～

場所：目黒中小企業センターホール

今後の運動について意思統一を図る集会です。

結集をお願い致します！

座り込み行動に 1200名を超える参加！

地方の

支える会からも！

5月15日に予定されていた客室乗務員の判決が6月3日に延期されたことから、連休明けから取り組みが強化され、5月9日国土交通省前、12・13・15日高等裁判所前、20・22日国会・衆議院第二議員会館前、27・28日国土交通省前において座り込み行動が行われました。雨や雷が鳴るといいうあいにくの天気の日もありましたが、参加者は連日百名を超える、のべ1千2百名を超える参加者を迎えることができました。多くの労働組合・団体から、そして遠く秋田・新潟・愛知・熊谷の会からも駆けつけていただき、更に社民党、共産党の議員からも激励の挨拶をいただきました。

15日には高等裁判所に対する請願行動も行われ、約2週間という短期間に集め預かってきた請願書を含め合計6千通を超える請願書を提出することができました。

皆さまのご協力有難うございました！

スト権介入不当労働行為裁判も結審、判決は8月28日

10年末闘争時、整理解雇撤回を求めてスト権投票を行っていた乗員組合とキャビンクルーユニオン

に対し、支援機構から派遣されたJALの役員が「争議権が確立したら支援機構は3500億円の出資はしない」と恫喝した不当労働行為に対し、東京労働委員会から不当労働行為救済命令が出されました。その命令取り消しを求めてJALが起こした訴

訟が5月19日に結審し、8月28日14時に527号法廷で判決が出されることになりました。解雇問題と同様、JALに貫かれていた組合敵視の労務政策を裁判所がどのように判断するか、こちらの判決に対しても是非注視をお願い致します。

国労新橋支部東京駅分会において、支える会会員拡大目標達成！

日本社会は大震災と放射能汚染からの国民生活の復興もままならない中で、「貧困と格差」がますます広がり、明日の生活が見えなくなってきている。

非正規労働者が全労働者の4割を超えようとし、正社員は、長時間労働と労働者どうしの競争により、過労死・うつ病・家庭破壊といった悲惨な結末が待っている。



その一方で、日本の財界・資本は、ますます多くの利潤を得るために海外へ進出し、国内では企業再編などの合理化で、労働者の雇用と労働条件を破壊し、勤労国民に犠牲を強いている。

こうした独占資本の悪事を暴いて闘う勢力が崩壊しているために、本当の敵・味方が誰なのか見えず、反戦・脱原発・護憲・反失業・脱貧困の共同はならず、総保守化の状態を生み出した。

25年前の「国鉄分割民営化」は、戦後、総評社会党ブロックが闘いの中で勝ち取ってきた、平和で安心して健康に働き生活できる枠組みを一挙に崩し、資本と闘わない「連合」を作り、規制緩和で非正規労働者を増やし、小選挙区制で革新勢力を壊滅させた。

職場では闘う労働組合を少数派に追い込み、職場の権利を奪い、団結を破壊してきた。

国鉄労働者・被解雇者1047名を守って25年間闘い続けてきた国鉄闘争は、だからこそ、権利主張もできずモノも言えないような資本の職場専制支配と、非正規労働などの首切り自由の社会を許さない、という今日と働くものの未来につながる全労働者的な闘いであった。

国労東京駅分会は、日本航空「JAL」の不当解雇を許さず、職場復帰を自らの経験と闘いによって、全面的に支援連帯することを決定した。そして全労働者の統一的な闘いにより勝利の展望が切り開かれることを、国鉄闘争で学んできた。

分会は「支える会」の会員拡大を組織の2割と設定して取り組み4月にその目標を達成した。さらに全面的な勝利解決まで支援することを決定した。この闘いは、「国鉄改革法」「会社更生法」と同質の手法を用いている。

解雇自由の社会を許さないためにも、すべての争議解決と「労働者の生活と権利」を守るための奮闘する決意である。

国労新橋支部東京駅分会 青柳義則

原告団紹介

高橋 紀恵(東京都出身)



37年間、不規則な乗務生活を続けて来られたの

は家族の理解と支えがあったからです。この解雇は私のみならず家族をも裏切る無情な解雇で絶対に許せません。正義は一つ、勝つまで頑張ります。

久保田 統子(静岡県出身)



大晦日に解雇され、全てを否定されたような

どん底の気持ちでした。しかし、そんな不安も支援してくださる方々によってどんなにか救われたことか！このような思いを誰にもさせたくない。解雇自由な社会を許しません。

丸山 修子(神奈川県出身)

右も左も分らない私でしたが、皆様に支えられ勇気



付けられ、これまで頑張っていました。

司法に頼るだけではなく、運動を広げてゆくことの大切さも知りました。今後ともよろしく願います。

原告番号72番(京都市出身)



2010年1月会社が破綻し、大阪空港基地

が急遽閉鎖となり成田空港基地へ転勤となりました。この転勤で体調を崩した期間が人選基準に該当し、整理解雇されました。成田へ来て、1度も乗務しないままです。早期に解決し、乗務復帰できますよう、さらなるお力をお貸しください。私達もそれまでがんばります！

徳田 みゆき(鹿児島県奄美大島出身)



東亜国内航空に1983年に入社

しました。客室乗務員の仕事に誇りを持って仕事も組合活動も頑張ってきましたが、病気休職を理由に復帰直前に解雇されました。この悔しさは決して忘れることはないと思います。皆様のご支援のおかげで元気に闘いを続けています。今後ともよろしく願います。

五月女 由美子(埼玉県出身)



整理解雇されて二年半の間は、要介護

5で動けない母を朝から夜中迄、一人自宅で介護する日々でした。四月から少し仕事を始めましたが、何かにつけ1才10カ月になる初孫の子守で日が過ぎ、必ず翌朝に肩足腰痛で目覚めます。

杉山 陽子(福井県出身)



私は1952年に福井県で生まれ神戸で育ちました。72年に

ALに入社し、10年の大晦日に解雇されるまでの38年8ヶ月間国際線に乗務していました。あと1年4ヶ月でラストフライトを終え定年を迎える予定でした。働く者に一切責任の無い無法な解雇を私は絶対許す事ができません。勝つてこれまでのご支援にお応えしたいと思えます。これからも宜しくお願い致します。

浅野 真理子(山形県酒田出身)



原告団を支えてくださって

いる全国の皆様に、深く感謝申し上げます。現在はアルバイトと原告活動の忙しい日々を送っています。必ず「あの空」へ戻ります！

轟 光代(東京都出身)



いつもご支援ありがとうございます。

結婚・出産退職撤廃を勝ち取り、その歩みとともに、フライトしてきました。乗務員として定年まで仕事して行くことが夢で、目標でした。年齢で解雇されたのは、納得いきません。絶対解雇は撤回させたいと思い、今日まできました。

氏家史恵(熊本市出身)



娘が一人おります。73年に日本航空に

入社し主に国際線を中心に37年間乗務し、10年12月31日に年齢を理由に解雇されました。現在は不安定な3ヶ月毎の雇用契約更新でなんとか生活しています。今年世間で言う定年を迎えますので契約更新はないのでは？と不安な毎日を送っています。皆様の御支援をお願いいたします。

